

福県医発第365号（総）

平成16年5月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 竹 嶋 康 弘



「平成16年度歯の衛生週間」について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ、厚生労働省並びに日本歯科医師会より別添のとおり協力依頼がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



日医発第 118 号 (庶 44)

平成 16 年 5 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会長 植 松 治 雄



「平成 16 年度歯の衛生週間」について

この度、標記の件につきまして、厚生労働省並びに日本歯科医師会より別添のとおり協力依頼がまいりましたので、ご連絡いたします。

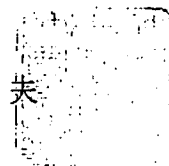
つきましては、貴会管下の関係機関へのご周知方等にご協力賜りますようご高配のほどお願い申し上げます。



日 歯 発 第 1 6 8 1 号
平 成 1 6 年 3 月 1 9 日
(地 域 保 健 課 扱 い)

「歯の衛生週間」協力団体 各位

社団法人 日本歯科医師会
会 長 日 田 貞 夫



平成16年度「歯の衛生週間」の実施について

謹啓 平素より歯科保健の向上についてご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、例年6月4日から10日まで実施している「歯の衛生週間」につきましては、貴会に協力団体として参加いただき種々ご高配を賜っておりますが、平成16年度も別添実施要領により実施することといたしました。

つきましては、例年通り同週間ポスターを別途3月下旬頃、送付させていただきますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、後日別途、厚生労働省より協力依頼がなされますことを申し添えます。

謹言

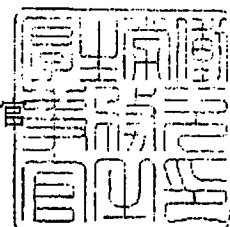


厚生労働省発医政第0413001号

平成16年4月13日

日本医師会長 殿

厚生労働事務次官



「平成16年度歯の衛生週間」について

「平成16年度歯の衛生週間」を別紙実施要領に基づいて行うこととしたので、貴団体におかれても、御協力方よろしくお願いする。

平成16年度 歯の衛生週間実施要領

1 目 的

この週間は、歯の衛生に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2 標 語

「いつまでも すてきな笑顔と かがやく歯」

3 本年度の重点目標

「地域に根ざした8020運動の展開」

地域において、8020運動のより実践的な展開を図り、地域の特色を踏まえた生涯を通じた歯の健康づくりを進めるため、「地域に根ざした8020運動の展開」を重点目標とする。

4 実施期間

平成16年6月4日（金）～同年6月10日（木）までとする。

5 主 催

（中央）厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会

（地方）都道府県、保健所を設置する市、特別区、都道府県教育委員会、市町村教育委員会（特別区の教育委員会を含む）、都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会

6 協 力

（中央）人事院、内閣府、防衛庁、財務省、経済産業省、総務省、日本民営鉄道協会、日本赤十字社、健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国農業協同組合中央会、全国農業共済協会、全国厚生農業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会、日本林業協会、大日本水産会、恩賜財団済生会、国家公務員共済組合連合会、日本医師会、日本薬剤師会、日本学校歯科医会、日本学校薬剤師会、日本看護協会、日本助産師会、日本学校保健会、中央労働災害防止協会、日本歯科衛生士会、日本歯科技工士会、8020推進財団、口腔保健協会、日本公衆衛生協会、全国地区衛生組織連合会、日本口腔保健協会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、主婦連合会、日本歯磨工業会、日本歯科商工協会、生命保険協会、全国国公立

幼稚園長会、全日本私立幼稚園連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、日本保育協会、全国私立保育園連盟、全国社会福祉協議会、日本栄養士会、日本食生活協会、母子保健推進会議、全国保健センター連合会、日本母子衛生助成会、母子衛生研究会、恩賜財団母子愛育会、全国心身障害児福祉財団、全日本ブラシ工業協同組合、健康・体力づくり事業財団、全国老人クラブ連合会

(地方) 中央において協力を得る機関及び団体の地方組織並びにその他の関係団体等で、主催者が適当と認めたものについてはそれぞれに地方の実情に応じて協力を得るものとする。

7 実施方法

(中央) 主催者は、相互に連絡協調し、報道機関等を通じて普及・啓発を行う。
また、ポスター、広報資料等を作成し、関係方面へ配布する。

(地方) (1) 広報機関等による普及・啓発

主催者は相互に連絡を取り、自己の広報機関を活用するとともに、報道機関へ各種資料を提供すること等により、「週間」の普及・啓発を図る。

(2) 各種催物等の開催

講習会、講演会、映画会、スライドフォーラム、展示会等を開催して、「週間」の趣旨の理解を図る。

(3) 口腔診査と歯科保健指導・相談等の実施

保健所、市町村保健センター、保育所、幼稚園、学校、事業所、病院、口腔保健センター、診療所等において実施する。

実施にあたっては、地域の歯科診療所の歯科医師（かかりつけ歯科医師）等との連携の下に行われることが望ましい。

(4) 標語、作文、絵画等の募集

児童・生徒から広く募集して、「週間」の趣旨を地域社会に普及・啓発を図る。

(5) その他

(1)～(4)に掲げるもののほか、それぞれの地方の実情に応じた適切な事業を創意工夫して実施する。